



令和6年11月27日  
秋田大学

## 本学における懲戒案件について

この度、本学職員に対して以下のとおり懲戒処分を行いましたので、公表します。

### 記

- 1) 被処分者 秋田大学教員（30代・男性）
- 2) 処分の内容 停職3か月
- 3) 処分年月日 令和6年11月27日（水）
- 4) 処分事案の概要  
令和6年10月19日（土）に滞在していた東京駅付近及び東京駅ホームにおいて、盗撮を行い、所轄警察署に任意同行された。  
なお、刑事処分については確認できていない。
- 5) 懲戒の理由  
国立大学法人秋田大学職員就業規則に違反する行為を行ったため。

本学職員の不祥事が立て続けに発生しましたことにつきまして、深くお詫び申し上げます。

本件は、本学職員としてあるまじき行為であり、誠に遺憾です。

前回の不祥事及び今回の事態を真摯に受け止め、職員に綱紀粛正の徹底及び的確な指導に更に努めるとともに本学の信頼を回復していただけるよう最善を尽くして参ります。

なお、本件に関する行為の詳細や被処分者及び被害者並びに関係者に関する情報については、被害者並びに関係者のプライバシーの侵害及び二次被害等を与えるおそれがありますので、公表は差し控えます。

（参考） 国立大学法人秋田大学職員就業規則

秋田大学>大学案内>情報公開>法定公開情報>諸規則等>職員就業規則等に関する情報>国立大学法人秋田大学職員就業規則

<https://www.akita-u.ac.jp/honbu/zyouhouteikyo/sohiki/syugyokisoku7.pdf>

#### 【お問い合わせ先】

秋田大学広報課 能登

TEL : 018-889-3018

E-mail : kouhou@jimmu.akita-u.ac.jp